

建設環境委員会

建設部	339	環境下水道部	380
1. 都市計画	339	1. 公害対策	380
2. 区画整理	347	2. 環境衛生	383
3. 国土調査事業	349	3. 環境マネジメントシステムの普及	386
4. 都市緑化の推進	354	4. 温暖化防止対策の推進	388
5. 建築指導	359	5. 自然環境保全活動の推進	390
6. 道路	364	6. 「トンボ王国・さが」づくり事業	392
7. 排水対策	374	7. 環境おたすけマン	393
8. 河川浄化	376	8. 学校教育における環境学習	394
9. 市営住宅	377	9. 大学と連携した環境学習の推進 （佐賀環境フォーラム）	395
		10. 全国星空継続観察	397
		11. 佐賀市エコプラザ管理運営事業	398
		12. 佐賀市環境行動指針	400
		13. 佐賀市環境保健推進協議会	401
		14. ごみ処理	402
		15. し尿処理	414
		16. 下水道	416

建設部

1. 都市計画 3-1

現行の都市計画法（昭和43年法律第100号）は、大正8年に制定された旧都市計画法を廃止し、新たに制定されたものである。

本市は、平成19年10月1日の市町村合併に伴い、従来から保有していた「市街化区域」と「市街化調整区域」に区域区分している「佐賀都市計画区域」に加え、旧川副町の全域で、区域区分をしていない「川副都市計画区域」を保有するようになった。

(1) 都市計画区域

① 佐賀都市計画区域変遷表

佐賀都市計画区域変遷表（佐賀市） 単位：ha

告示年月日	都市計画区域面積	行政区域面積	区域範囲
—	14,458	43,142	平成17年10月1日に1市3町1村により合併した。 佐賀市全域 10,376 諸富町全域 1,202 大和町の一部 2,880 富士町 - 三瀬村 -

佐賀都市計画区域変遷表（旧佐賀市） 単位：ha

告示年月日	都市計画区域面積	行政区域面積	区域範囲
昭3.9.6	909.0	909	佐賀市全域 909ha
昭5.4.21	2,855.0	909	佐賀市全域 909ha、兵庫村、巨勢村、鍋島村、本庄村、高木瀬村、北川副村、西与賀村の各一部
昭29.3.31	5,787.0	4,657	昭和29年3月31日に5村と合併し、佐賀市4,657haになる。また、本庄村416ha、鍋島村462ha、北川副村252haを都市計画区域に編入した。
昭33.7.1	3,323.6	10,368	昭和29年10月1日に5村、昭和30年4月1日に1町と合併し、都市計画区域を再検討し変更した。 佐賀市一部 3,323.6ha
昭35.3.9	3,335.0	10,368	西与賀町大字今津11.4haを都市計画区域に編入した。 佐賀市一部 3,335ha
昭46.7.5	14,429.0	10,368	大和都市計画を変更し、大和町全域より山村振興地域2,672haを除く地域、佐賀市及び諸富町の行政区域全域を佐賀都市計画区域とした。 佐賀市全域 10,368ha 諸富町全域 1,220ha 大和町一部 2,841ha
—	14,458.0	10,376	(注1) 佐賀市全域 10,376 (注2) 諸富町全域 1,202 大和町の一部 2,880

(注1) 面積は建設省が昭和63.10.1現在で境界未定（佐賀市及び神埼郡神埼町）の合計面積として公表したものを従来の面積比で按分したものである。

(注2) 国土地理院が「全国都道府県市区町村別面積調」に用いる国土地理院発行の地図の縮尺が、昭和63.10.1現在の公表値より、5万分の1から2万5千分の1に変更になり、より正確となったものである。

佐賀都市計画区域変遷表（旧諸富町）

単位：ha

告示年月日	都市計画 区域面積	行政区域面積	区 域 範 囲
昭46. 7. 5	14,429.0	1,220	大和都市計画を変更し、大和町全域より山村振興 地域2,672haを除く地域、佐賀市及び諸富町の行 政区域全域を佐賀都市計画区域とした。 佐賀市全域 10,368ha 諸富町全域 1,220ha 大和町一部 2,841ha
—	14,458.0	1,202	(注1) 佐賀市全域 10,376 (注2) 諸富町全域 1,202 大和町の一部 2,880

(注1) 面積は建設省が昭和63.10. 1 現在で境界未定（佐賀市及び神埼郡神埼町）の合計面積として
公表したものを従来の面積比で按分したものである。

(注2) 国土地理院が「全国都道府県市区町村別面積調」に用いる国土地理院発行の地図の縮尺が、
昭和63.10. 1 現在の公表値より、5 万分の1 から2 万5 千分の1 に変更になり、より正確となっ
たものである。

佐賀都市計画区域変遷表（旧大和町）

単位：ha

告示年月日	都市計画 区域面積	行政区域面積	区 域 範 囲
昭35. 7. 8	1,181 (大和都市計画区域)	5,513	大和町の一部を大和都市計画区域として決定した。
昭46. 7. 5	14,429.0	5,513	大和都市計画を変更し、大和町全域より山村振興 地域2,672haを除く地域、佐賀市及び諸富町の行 政区域全域を佐賀都市計画区域とした。 佐賀市全域 10,368ha 諸富町全域 1,220ha 大和町一部 2,841ha
—	14,458.0	5,552	(注1) 佐賀市全域 10,376 (注2) 諸富町全域 1,202 大和町の一部 2,880

(注1) 面積は建設省が昭和63.10. 1 現在で境界未定（佐賀市及び神埼郡神埼町）の合計面積として
公表したものを従来の面積比で按分したものである。

(注2) 国土地理院が「全国都道府県市区町村別面積調」に用いる国土地理院発行の地図の縮尺が、
昭和63.10. 1 現在の公表値より、5 万分の1 から2 万5 千分の1 に変更になり、より正確となっ
たものである。

② 川副都市計画区域

川副都市計画区域変遷表（佐賀市）

告示年月日	都市計画 区域面積	行政区域面積	区 域 範 囲
—	4,649	43,142	平成19年10月1 日に1 市3 町により合併した。

川副都市計画区域変遷表（旧川副町）

告示年月日	都市計画 区域面積	行政区域面積	区域範囲
平2.6.30	4,649	4,649	川副町の全域を川副都市計画区域として決定した。

(2) 市街化区域と市街化調整区域

都市の無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を図ることを目的として定める。「市街化区域」は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、「市街化調整区域」は、市街化を抑制すべき区域をいう。

佐賀市

単位：ha

都市計画決定		内 容	面 積	
年 月 日	告示番号		市 街 化 区 域	市 街 化 調整区域
—	—	平成17年10月1日に1市3町1村により市町村合併した	2,950	11,508
—	—	平成19年10月1日に1市3町により市町村合併した	2,950	11,508

旧佐賀市

単位：ha

都市計画決定		内 容	面 積	
年 月 日	告示番号		市 街 化 区 域	市 街 化 調整区域
昭46.7.6	佐賀県告示第340号	旧佐賀市全域及び巨勢町、北川副町、本庄町、西与賀町、鍋島町、高木瀬町の一部を市街化区域とした	2,118	8,250
昭55.11.1	佐賀県告示第740号	鍋島町、高木瀬町の一部（150ha）を市街化区域に編入した	2,268	8,100
昭63.1.5	佐賀県告示第1号	兵庫町の一部（67ha）を市街化区域に編入した	2,335	8,033
(注1)			10,376	
平10.9.2	佐賀県告示第484号	兵庫町の一部（132ha）を市街化区域に編入した	2,467	7,909
平10.12.18	自治省告示第285号	金立町大字金立の一部（1ha）と佐賀郡大和町大字久池井の一部（1ha）の市町の境界変更に伴い市街化区域及び市街化調整区域を修正した	2,466	7,910

(注1) 面積は建設省が昭和63.10.1現在で境界未定（佐賀市及び神埼郡神埼町）の合計面積として公表したものを従来の面積比で按分したものである。

旧諸富町

単位：ha

都市計画決定		内 容	面 積	
年 月 日	告示番号		市 街 化 区 域	市 街 化 調整区域
昭46. 7. 6	佐賀県告示 第340号	大字寺井津、大字為重、大字山領、大字諸富 津及び大字徳富の一部を市街化区域とした	228	992
昭55. 11. 1	佐賀県告示 第740号	徳富地区外（26ha）を市街化区域に編入し た	254	966
（注 2）			1,202	

（注 2）国土地理院が「全国都道府県市区町村別面積調」に用いる国土地理院発行の地図の縮尺が、昭和63.10. 1現在の公表値より、5万分の1から2万5千分の1に変更になり、より正確となったものである。

旧大和町

単位：ha

都市計画決定		内 容	面 積	
年 月 日	告示番号		市 街 化 区 域	市 街 化 調整区域
昭46. 7. 6	佐賀県告示 第340号	大字尼寺の一部と大字久池井の一部を市街化 区域とした	220	2,621
（注 3）			2,880	
平10. 9. 2	佐賀県告示 第483号	大字久池井の一部（9.3ha小川東地区）を市 街化区域に編入した	229	2,651
平10. 12. 18	自治省告示 第285号	大字久池井の一部（1ha）と佐賀市金立町 大字金立の一部（1ha）の市町の境界変更 に伴い市街化区域及び市街化調整区域を修正 した	230	2,650

（注 3）国土地理院が「全国都道府県市区町村別面積調」に用いる国土地理院発行の地図の縮尺が、昭和63.10. 1現在の公表値より、5万分の1から2万5千分の1に変更になり、より正確となったものである。

（3）用途地域

都市活動の機能性、安全性、快適性等の増進を目的とした土地利用計画を決定するにあたって、発展の経緯、空間的構造等を把握すると共に将来の人口・産業等の規模を想定して都市としての適正な機能及び環境を維持できるよう構成されてきた。

本市においては昭和13年に用途地域の区域指定を受け、その後数度の変更を重ね、昭和48年に法改正により8種類の用途地域の指定を行った。さらに平成4年の法改正により用途地域が8種類から12種類に細分化されたことに伴い、平成8年4月1日に新用途地域の決定を行った。

用途地域の種類		面積(ha)	面積割合(%)	建ぺい率(%)	容積率(%)
住居系	第一種低層住居専用地域	313.7	10.6	50	80
		20.0	0.7	60	100
		333.7	11.3		
	第二種低層住居専用地域	10.2	0.3	50	80
	第一種中高層住居専用地域	583.9	19.8	60	200
		8.6	0.3	60	150
		592.5	20.1		
	第二種中高層住居専用地域	150.5	5.1	60	200
商業系	第一種住居地域	815.5	27.7	60	200
	第二種住居地域	136.9	4.7	60	200
	準住居地域	98.4	3.3	60	200
	近隣商業地域	165.6	5.6	80	200
	商業地域	125.0	4.2	80	400
		38.0	1.3	80	500
		163.0	5.5		
工業系	準工業地域	354.0	12.0	60	200
	工業地域	87.0	2.9	60	200
	工業専用地域	43.0	1.5	60	200
計		2,950.3	100.0		

(4) 特別用途地区

特別用途地区は、用途地域内においてその用途を補完し、特別の目的から土地利用の増進、環境の保護等を図るため定めるものであり、この地区では用途地域による制限のほか地方公共団体の条例により地区の特性に応じた規制が行われる。

本市においては、都市計画法第8条第1項第2号による特別用途地区として、次表のとおり昭和48年12月27日に指定し、その後昭和53年7月21日に一部変更した。「佐賀市特別用途地区建築条例」及び「佐賀市特別工業地区条例」を制定している。

① 文教地区

この地区は、佐賀市中心部にあり、学校・図書館・博物館等の教育文化施設が集中的に立地しており、住居系用途地域として指定してあるが、この地区の教育文化の環境を保護するため指定した。

② 第1種特別業務地区及び第2種特別業務地区

佐賀駅の高架事業に伴い鍋島駅が貨物駅となったため、貨物運送業・倉庫業及び卸売業等の流通関係施設の集団立地を図るため、鍋島駅南側の土地区画整理事業地域内の都市計画道路上多布施町北島線以北を第1種特別業務地区に、それ以南及び東側にある準工業地域を第2種特別業務地区に指定した。

③ 第3種特別業務地区

主要幹線道路（都市計画道路環状南線・環状北線）の開通に伴い、自動車の販売及び整備等の

自動車関係業種の再配置が必要と考えられ、これら特別業種の集中立地と利便を図るため幹線道路沿線に延長5km、面積68haを指定した。

④ 特別工業地区

早津江川沿いの寺井津に位置する集落地は住居系用途地域として指定してあるが、この地区では指定前より漁家の住宅及び作業場が多く立地していた。この地区に乾海苔及び味付海苔製造等の海苔加工施設の立地を誘導し地場産業を育成するため、国道444号線以南の面積23haを指定した。

特別用途地区

地 区 別	面 積	最終指定年月日	当初指定年月日
文 教 地 区	132.0ha	昭和48年12月27日 佐賀市告示第94号	昭和48年12月27日 佐賀市告示第94号
第 1 種 特 別 業 務 地 区	14.0ha	昭和53年 7 月21日 佐賀市告示第56号	昭和48年12月27日 佐賀市告示第94号 22.0ha
第 2 種 特 別 業 務 地 区	21.0ha	昭和53年 7 月21日 佐賀市告示第56号	昭和48年12月27日 佐賀市告示第94号 13.0ha
第 3 種 特 別 業 務 地 区	68.0ha	昭和48年12月27日 佐賀市告示第94号	昭和48年12月27日 佐賀市告示第94号
特 別 工 業 地 区	23.0ha	昭和48年12月27日 諸富町告示第76号	昭和48年12月27日 諸富町告示第76号
計	258.0ha		

(5) 高度地区

高度地区は、建築物の高さについて用途地域を補完するもので、「市街地の環境を維持するため、建築物の『最高限度』を定める」ものと「市街地の土地利用の増進を図るため建築物の『最低限度』を定める」ものの2種類がある。

本市においては、『最高限度』を定めている。

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度	告示年月日
高度地区 (城内周辺地区)	約92.0ha	1 建築物の高さの最高限度は、15mとする。 2 建築物（軒の高さが7m未満かつ地階を除く階数が2以下のものを除く。）の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8m以下の範囲にあっては当該水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下とする。	平成14年 9 月13日 佐賀市告示第99号

(6) 高度利用地区

市街地における土地利用の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る地区である。この地区では、容積率の最高限度、最低限度及び建築面積の最低限度等を定める。

種 類	面 積	容積率の 最高限度	容積率の 最低限度	建ぺい率の 最 高 限 度	建築面積の 最 低 限 度	指 定 年月日
高度利用地区 (佐賀中央第1地区)	約0.9ha	50／10 以 下	20／10 以 下	8／10以下	200㎡以上	平成2年 3月28日
・市街地再開発事業施行区域 ・壁面の位置の制限なし 注) ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、建築基準法第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物にあっては1／10を、同項第1号及び第2項に該当する建築物又は同条第4項第1項に該当する建築物にあっては2／10をそれぞれ加えた数値とする。						

(7) 防火地域及び準防火地域

市街地における火災の危険を防除するため定める地域であり、防火地域及び準防火地域が指定されている。この地域では、建築物を耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要する。

種 別	面 積	最終指定年月日 告 示 番 号	備 考
防 火 地 域	1.72ha	昭和35年3月29日 建設省告示第395号	中央大通り一帯 (道路両側とも奥行き11m) 準防火地区より分離
準 防 火 地 域	459.68ha	昭和35年3月29日 建設省告示第395号	当初指定年月日 昭和24年8月29日 建設省告示第739号 461.4ha

(8) 風致地区

都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持するために定める。神野公園風致地区は、佐賀県の「風致地区内における建築等の規制に関する条例」の適用を受け、松原公園風致地区は、佐賀市の「佐賀市風致地区内における建築等の規制に関する条例」の適用を受ける。これらの条例により建築物の建築、土地の形質の変更又は木材の伐採等の行為についてあらかじめ市長の許可を必要とする。

名 称	位 置	面 積	指定年月日 告 示 番 号
神 野 公 園 風 致 地 区	神園四丁目地内	15.0ha	昭和25年7月5日 建設省告示第696号
松 原 公 園 風 致 地 区	松原二丁目地内	8.0ha	昭和25年7月5日 建設省告示第696号

(9) 地区計画

地区計画とは、同じ特性をもった地区（一定のまとまりのある街区や市街地）において、その特性に応じた良好なまちづくりを目指し、土地の所有者、関係権利者などと行政が一緒になってつくる、建築に関する制限などのきめ細かいルールである。

地区計画は次の二つから構成されている。

① 地区計画の方針

将来、地区をどのようにするかという地区の将来構想を定めるものであり、地区計画の目標や地区の整備、開発及び保全の方針を決める。

② 地区整備計画

地区の方針に沿って具体的なルールを定めるものであり、地区計画区域の全部又は一部に、道路、公園、広場などの施設の配置や建築物等に関する制限などを詳しく定める。

※具体的な規制があり、届出も必要となる。

本市においては、兵庫北地区地区計画、佐賀城内地区地区計画及び新県立病院建設地区地区計画の都市計画決定を行った。

名 称	目 標	面 積	指定年月日
兵庫北地区	佐賀市兵庫町大字藤木字一本杉、字二本杉、字三本杉、字四本杉、字屋敷、字屋敷田、字屋敷前田、字西屋敷、字北小路、字南小路、字中小路、字下小路、字藏床小路、字下天神東、字下天神西、字天神南、字円通寺、字円福寺、字大藏寺、字光明寺、字宝林、字宝林庵、字堂林、字薬師北裏、字薬師森、字中道、字中通り、字明見、字推井樋口、字土井分、字館ノ内、字西中野、字一本松、字二本松、字三本松、字四本松、字五本杉、字六本杉、字上小路、字才蔵及び字福伝寺、大字渕字三本松及び字四本松並びに大字西渕字二本柳、字三本柳及び字四本柳地内	123.4ha	平成18年5月24日 佐賀市告示第113号
佐賀城内地区	城内一丁目、城内二丁目、水ヶ江一丁目、水ヶ江三丁目地内	64.0ha	平成19年4月20日 佐賀市告示第79号
新県立病院建設地区	嘉瀬町大字中原字三本黒木籠及び字五本谷籠地内	6.4ha	平成20年10月1日 佐賀市告示第183号

2. 区画整理 3-1

(1) 土地区画整理事業一覧表

土地区画整理事業は、環境の良くない市街地や市街化の予想される地区を健全な市街地にするため、道路・公園・河川・広場等の公共施設の整備と同時に個々の土地の区域形状を整えて土地の利用増進を図る、総合的な市街地整備の手法で、土地区画整理法に基づいて行われる。

地区名	施行者	施行面積 (ha)	区 域 決 定 年月日	事 業 認 可 年月日	施 行 年 度	事業費 (百万円)	減歩率 (%)	整 備 状 況	概 要
佐 賀	佐賀市	13.5	S12 3.31	不明	S13～S15	不明	不明	施行済	不明
神 野 (1工区)	佐賀市	33.3	S31 10.8	S32 5.4	S35～S52	950	16.8	施行済	第一工区 (33.3ha) 第二工区 (50.2ha) 佐賀駅高架事業と同時に施行し、駅周辺の街づくりをした。 第三工区 (26.9ha) 鍋島駅周辺を貨物駅流通センターとして整備した。
神 野 (2工区)	佐賀市	50.2	S31 10.8	S32 5.4	S42～S56	3,498	19.8	施行済	
神 野 (3工区)	佐賀市	26.9	S47 2.4	S47 10.11	S47～S55	1,138	17.5	施行済	
西神野	組 合	34.6	S48 11.9	S49 1.28	S48～S55	1,322	25.2	施行済	佐賀競馬場の鳥栖市移転に伴い跡地を中心として市街地を造成した。
八戸溝	共 同	10.2	—	S50 7.2	S50～S51	348	37.0	施行済	環状北線の開通と、貨物駅の移転に伴い環状北線沿いに商業卸売団地を整備した。
鍋 島	組 合	93.4	S55 11.1	S56 2.6	S55～H2	6,710	27.6	施行済	佐賀医科大学（現佐賀大学医学部）の開設に伴い、学園都市としての街づくりを目的として整備した。
兵 庫	組 合	66.7	S63 1.5	S63 2.10	S62～H9	11,201	30.4	施行済	東部地域の開発の一環として環状東線を中心とする都市計画道路の整備と合わせて健全な市街地の形成を図るため整備した。
兵庫北	組 合	120.7	H10 9.2	H10 10.16	H10～H24	17,007	32.8	施行中	兵庫土地区画整理地区と一体的な整備を図ると共に都市計画道路の整備と合わせて健全な市街地の形成を図る。
旧佐賀市計		449.5							

地区名	施行者	施行面積 (ha)	区 域 決 定 年 月 日	事 業 認 可 年 月 日	施 行 年 度	事業費 (百万円)	減歩率 (%)	整 備 状 況	概 要
諸富町 大 津	組 合	5.4	—	H 3 7.19	H 4 ～ H 5	399	33.1	施行済	市街化区域の農地であり、河川整備と良好な住宅市街地の供給を目的として整備した。
大和町 国 分	組 合	0.8	—	H 5 9.22	H 5 ～ H 8	86	35.2	施行済	市街化区域の農地であり、街路や下水路整備を先行して、良好な住宅市街地の供給を目的として整備した。
大和町 新 道	組 合	1.7	—	H 7 1.25	H 6 ～ H12	215	37.7	施行済	無秩序な市街化に対処するため、事業を実施して公共施設の整備などで健全な市街地の形成を図る。
大和町 小川東	組 合	8.7	—	H12 9.29	H12～H18	850	56.7	施行済	高速道路の I C に近く、都市基盤の整備と快適な住宅市街地の形成を図る。
旧郡部		16.6							
計	13	466.1							

3. 国土調査事業 3 - 1

(1) 目 的

国土調査事業は、国土調査法（昭和26年6月1日法律第180号）及び国土調査促進措置法（昭和37年5月19日法律第143号）に基づいて実施されている。

(2) 国土調査の種類

- ① 国が行う基本調査、土地分類調査、水調査
- ② 都道府県が行う基本調査
- ③ 地方公共団体等が行う土地分類調査、水調査、地籍調査

(3) 佐賀市の国土調査

昭和43年度より地籍調査を実施しており、旧大和町、旧富士町、旧諸富町、旧三瀬村、旧東与賀町及び旧久保田町は完了している。現在は旧川副町において実施中である。旧佐賀市においては、中心部のみ未着手となっており、市民への公平なサービスを行うため、事業実施の準備を行っている。

なお、進捗率は計画面積362.47km²のうち実施面積335.41km²であり、進捗率は92.53%である。

事業費負担割：国50%、県25%、市25%

旧佐賀市（平成2年度より事業休止）

単位：km²

実 施 地 区	実施年度	実施面積
嘉瀬地区（鍋島の一部含む）	S52	9.20
西与賀・本庄地区（嘉瀬及び蓮池の一部含む）	S53	9.74
鍋島・蓮池地区	S54	12.00
金立・久保泉地区（南部）	S55	11.43
金立・久保泉地区（中部）	S56	8.52
金立・久保泉地区（北部）・北川副・巨勢地区（東部）	S57	7.07
北川副・巨勢地区（西部）・兵庫町（一部）地区	S58	8.76
兵庫町（一部）地区	S59	8.67
高木瀬（一部）地区	S60	4.28
高木瀬町（一部）・日の出一丁目、二丁目・高木団地・若宮三丁目・新中町・八丁畷町	S61	2.31
鍋島町（一部）・卸本町・神園四丁目	S62	1.24
鍋島町（一部）・八戸溝一丁目、二丁目、三丁目・天祐一丁目、二丁目・天祐団地・神園五丁目、六丁目	S63	1.16
計		84.38

旧大和町（事業完了）

単位：km²

実 施 地 区	実施年度	実施面積
池上	S44～S46	3.97
東山田	S47	2.36
久留間・川上（一部）	S48	2.24
尼寺（一部）・久池井（一部）	S49	2.34
尼寺（一部）・久池井（一部）	S50	3.38
久池井（一部）	S51	3.07
梅野（一部）	S52	4.70
梅野（一部）・松瀬（一部）	S53	4.36
久留間（一部）・川上（一部）	S54	4.03
川上（一部）・東山田（一部）・久池井（一部）	S55	3.38
川上（一部）・八反原	S56	3.22
松瀬（一部）・名尾	S57	3.48
松瀬（一部）	S58	4.26
松瀬（一部）	S59	3.41
計		48.20

旧富士町（事業完了）

単位：km²

実 施 地 区	実施年度	実施面積
上合瀬・下合瀬（一部）	S49～50	3.26
下合瀬（一部）	S50	1.35
古場（一部）・藤瀬（一部）	S51	3.09
古場（一部）・藤瀬（一部）	S52	7.20
下無津呂	S53	3.21
上無津呂	S54	13.29
麻那古・中原・大串・大野（一部）	S55	15.26
栗並・大野（一部）	S56	11.11
関屋	S57	10.99
小副川	S58	11.37
畑瀬・古湯	S59	9.23
杉山・市川（一部）・菖木（一部）	S60	7.76
市川（一部）	S61	12.27
鎌倉・菖木（一部）	S62	7.93
上熊川・内野・下熊川	S63	10.14
計		127.46

旧三瀬村（事業完了）

単位：km²

実 施 地 区	実施年度	実施面積
明神	S63	0.32
菅田・西ノ谷・宮ノ口・田ノ字曾	H 1	1.91
原田・野田・詰ノ瀬・園田・字土・床並	H 2	2.52
中谷・西落合・浦田・松尾南	H 3	2.15
岸高・神有・原ノ谷・今原・軽井谷	H 4	2.25
山中・反田・宿・長畑・境峠	H 5	2.81
丸駒・土師・小切・栗原（甲）	H 6	2.23
井手野・吉野山・栗原（乙）	H 7	1.44
ゾウメキ・柳瀬・杉本・長谷	H 8	2.53
桜・湯穴・岸下・北向・船石・芹田	H 9	2.47
大谷・池田・川原谷・笹ノ瀬・裏田・高山・山谷・鳥巢	H10	2.08
早馬・岸高・大地・天塘・小ヶ倉・柳谷	H11	2.97
薙野・井頭・牟田元・椎ノ木・大佐古・小竹・岩尾・平松	H12	2.40
計		28.08

旧諸富町（事業完了）

単位：km²

実 施 地 区	実施年度	実施面積
大字大堂（一部）	S46	3.10
大字山領・大字大堂（一部）・大字徳富（一部）・大字為重（一部）・大字諸富津（一部）	S47	6.79
大字寺井津・大字徳富（一部）・大字為重（一部）・大字諸富津（一部）	S48	2.13
計		12.02

旧久保田町（事業完了）

単位：km²

実 施 地 区	実施年度	実施面積
大字徳万（一部）・大字久富（一部）・大字新田（一部）・大字久保田（一部）・大字江戸	S43	8.75
大字徳万（一部）・大字久富（一部）・大字新田（一部）・大字久保田（一部）	S44	5.43
計		14.18

旧川副町（事業中）

単位：km²

実 施 地 区	実施年度	実施面積
大字大詫間の一部	H 6	1.31
大字大詫間の一部	H 7	4.01
大字大詫間の一部	H 8	0.45
大字大詫間の一部	H 9	0.44
大字福富の一部	H10	0.38
大字福富、早津江、早津江津の各一部	H11	0.47
大字早津江、早津江津の各一部	H12	0.52
大字西古賀、小々森の各一部	H13	0.54
大字西古賀、小々森の各一部	H14	0.49
大字小々森の一部	H15	1.91
大字鹿江の一部	H16	0.72
大字鹿江の一部	H17	0.58
大字犬井道の一部	H18	0.46
大字犬井道の一部	H19	0.33
大字犬井道の一部	H20	0.58
計		13.19

旧東与賀町（事業完了）

単位：km²

実 施 地 区	実施年度	実施面積
大字下古賀字東大授、大字田中字中大授、大字飯盛字第二戊申	S 61	2.28
大字下古賀字年徳搦、東社搦、中社搦、千秋搦 大字田中字西社搦、東大搦 大字飯盛字西大授、中大搦、西大搦、東戊辰、白島搦、土居外	S 62	3.71
大字下古賀字二本榎、小搦、大明神搦、三本榎、四本榎、外搦、孫十搦、東栄徳搦、西栄徳搦、土居副、年徳搦、千秋搦 大字田中四本榎、五本榎、一本杉、二本杉、一本谷、二本桃、一本桃、二本谷、三本杉、四本杉、五本杉、ツルの内、住吉、一本柳、二本柳、二番搦 大字飯盛字二本榎、三本榎、津留、土居外、一本柳、二本柳、三本柳、一本谷、利右工門搦、権佐工門搦、伊十搦、大搦、白島搦	S 63	0.78
大字下古賀字三本榎、四本榎、一本黒木、二本黒木、船津、三本黒木、二本杉、三本杉、四本杉、五本杉、一本松、三本松、四本谷、五本谷、一本榎、四本黒木、土居副、小石佐屋、今町、二本榎 大字田中字三本黒木、四本黒木、五本松、五本黒木、三本谷、二本谷、一本谷、二本杉、一本杉、五本榎、一本桃 大字飯盛字二本榎、五本榎	H 1	0.57
大字下古賀字二本谷、三本谷、四本谷、五本谷、一本杉、二本榎、二本杉、実久、一本榎、五本杉、三本杉、四本杉、四本榎 大字田中字一本杉、一本黒木、二本黒木 大字飯盛字一本松、二本松、三本松、四本松、五本松、二本柳、三本柳、一本杉、一本榎、三本谷、一本谷、二本谷	H 2	0.53
東与賀町全域（取りまとめ工程）	H 3	0.03
計		7.90

4. 都市緑化の推進 3 - 6

都市のみどりは、大気の浄化をはじめ生活環境の保全や都市景観を向上する等多様な機能をもつものであり、快適でうるおいのある都市環境を形成する上で極めて重要な役割を果たしている。

農村部の楊柳、鎮守の森や城内の老楠、貫通道路のいちよう並木は佐賀の誇りであり、象徴でもある。また、市民の憩いの場として、神野公園、蓮池公園に代表される住区基幹公園33.86ha、佐賀城公園、金立公園の都市基幹公園53.71ha、森林公園の広域公園40.00haがあり、更に多布施川、嘉瀬川沿いなどに都市緑地32.02ha、住区を連絡する緑道1.08haが開設されている。

(1) 都市公園・緑地総括表

(平成21年4月1日現在)

区 分		面 積	箇 所	平成17年度 国勢調査人口	市民一人当たり 面 積 (㎡)
公 園	計 画	149.66	42	241,361人	6.20
	開 設	127.57	45		5.29
緑 地	計 画	48.10	4		1.99
	開 設	33.10	11		1.37
合 計	計 画	197.26	46		8.17
	開 設	160.67	56		6.66

(2) 佐賀都市計画公園一覧表

(平成21年4月1日現在)

種 別	公 園 番 号			公 園 名	計 画 面 積 (ha)	開 設
	区分	規模	番号			
街区公園	2	2	1	中の小路公園	0.22	0.22
	2	2	2	堀江公園	0.16	0.16
【計画】	2	2	3	三溝公園	0.26	0.26
	2	2	4	古賀公園	0.17	0.17
31ヵ所 7.66ha	2	2	5	新家公園	0.29	0.29
	2	2	6	草場公園	0.20	0.20
【開設】	2	2	7	大藤公園	0.29	0.29
	2	2	8	田代公園	0.36	0.34
34ヵ所 8.51ha	2	2	9	市役所前公園	0.14	—
	2	2	10	八戸溝公園	0.31	0.31
	2	2	11	新川公園	0.14	0.14
	2	2	12	天神公園	0.25	0.25
	2	2	13	西神野記念公園	0.59	0.59
	2	2	14	下田公園	0.25	0.25
	2	2	15	大財公園	0.21	0.21
	2	2	16	西大島公園	0.12	0.12
	2	2	17	高木公園	0.13	0.13
	2	2	18	多布施公園	0.25	0.25
	2	2	19	新栄公園	0.11	0.11
	2	2	20	新村公園	0.10	0.10
	2	2	21	南佐賀公園	0.49	0.49
	2	2	22	鍋島区画記念公園	0.24	0.24
	2	2	23	しらさぎ公園	0.20	0.20
	2	2	24	西中野公園	0.20	0.20
	2	2	25	東中野公園	0.20	0.20
	2	2	26	昭栄公園	0.41	0.41
	2	2	27	東寺小路公園	0.24	0.24
	2	2	28	下村公園	0.10	0.10
	2	2	29	北川副南公園	0.64	0.64
	2	2	101	西寺井児童公園	0.16	0.14
	2	2	201	築山児童公園	0.23	0.23
	—	—	—	諸富鉄橋展望公園	—	0.47
	—	—	—	大津児童公園	—	0.12
	—	—	—	サイクルパーク小杭公園	—	0.34
	—	—	—	修理田公園	—	0.10

近隣公園 【計】5カ所 12.30ha 【開】5カ所 8.00ha	3	2	1	大 溝 公 園	1.00	1.00
	3	4	2	蓮 池 公 園	4.60	3.00
	3	3	3	本 庄 公 園	2.00	2.00
	3	3	4	巨 勢 公 園	2.90	0.20
	3	3	101	諸 富 公 園	1.80	1.80
地区公園 【計】3カ所 17.60ha 【開】3カ所 17.35ha	5	4	1	神 野 公 園	5.60	5.40
	4	4	201	大和中央公園	7.90	7.85
	4	4	1	佐野記念公園	4.10	4.10
総合公園 【計】2カ所 59.20ha 【開】2カ所 53.71ha	5	5	2	佐賀城公園	31.80	27.80
	5	5	4	金 立 公 園	27.40	25.91
広域公園 【計】1カ所 52.40ha 【開】1カ所 40.00ha	9	6	2	森 林 公 園	52.40	40.00
都市緑地 【計】3カ所 47.60ha 【開】9カ所 32.02ha	第1号 嘉瀬川緑地				9.00	4.60
	第2号 中の島緑地				6.50	3.90
	第3号 多布施川河畔公園				32.10	21.27
	－ どんどんの森ふれあい広場				－	1.54
	－ ルックワールド				－	0.13
	－ 大津ふれあい公園				－	0.05
	－ 大津緑地				－	0.09
	－ ファニチャーパーク				－	0.11
－ 諸富家具団地緑地				－	0.33	
緑 道 【計】1カ所 0.50ha 【開】2カ所 1.08ha	第4号 青丸緑道				0.50	0.63
	－ 山領緑道				－	0.45
合 計 〔計画〕46カ所197.76ha 〔開設〕56カ所160.67ha その他（開発公園202カ所19.73ha）						

佐賀市内において1人当たりの公園面積6.66㎡（1,606,700㎡÷241,361人）

人口：平成17年国勢調査

(3) 緑化活動の推進 3-6

みどりは、都市に美しい景観と落ち着きのあるまちなみを形作るものとして、また、わたしたちの心に安らぎを与えてくれるものとしてなくてはならないものである。このみどりあふれるまちづくりを推進するために様々な事業に取り組んでいる。これらの事業を通して安らぎとうるおいのあるまちづくりを進めている。

① 緑の募金を活用した様々な緑化活動

- ・緑化ボランティア活動支援（緑の少年団活動、地域ボランティア活動、森林ボランティア活動等）
- ・名木・古木ツアー（自治会・子ども会等が実施する緑化活動支援、小中学校及び公共施設の植栽）
- ・地域環境緑化事業（名木・古木ツアー、金立公園コスモス祭等）

② 保存樹保護事業

市民の皆さんと共に市内に残る古い樹木や大きな樹木を守り、未来へ引き継いでいく事業に取り組んでいる。平成21年3月末までに40本の樹木を「保存樹」として指定している。

③ 都市緑化月間

10月は都市緑化月間として全国でもさまざまな事業が展開されている。佐賀市でもこの期間に「金立公園コスモス祭」等を開催し緑化のPRを行っている。

④ 緑化教室の開催

花と緑の相談所である徐福長寿館及び各校区公民館で「みどりを楽しむ教室」を開催している。植栽方法や花づくりの基礎知識などさまざまなテーマの講演を行い、市民の緑化知識の向上に寄与している。

⑤ 教育施設への花苗配布

保育園、幼稚園及び小・中学校に年2回花苗の配布を行っている。公共地の緑化を推進すると共に、幼い頃からみどりに親しんでもらうことで緑化意識の向上を図っている。

⑥ 大規模開発時等における緑化の協議

一定規模以上の開発等の行為を行うときには、「佐賀しみどりあふれるまちづくり条例」にもとづき、敷地内の緑化について協議を行っている。

(4) 公園の整備 3 - 6

都市公園整備状況

巨勢公園（近隣公園 面積2.90ha）

平成15年度に地元参加ワークショップを経て基本計画を策定し、実施計画を行う。平成18年度に用地買収を完了し、平成19年度から整備工事に着手した。平成20年9月に幼児向け「わくわく広場」の約0.2haを開園し、平成21年4月には「多目的広場」「四季の広場」「憩いの広場」の約1.9haを開園した。本年度はメインエントランス、駐車場とトイレの整備を予定し、平成22年度までに全域の供用開始を目指す。

(5) 児童遊園の運営 4-1

児童の健全な遊び場として、市立児童遊園・市立児童広場を設置している。

○市立児童遊園

(平成21年4月1日現在)

	名 称	設 置 場 所	設置年月日	面 積 (㎡)
1	循 誘 児 童 遊 園	東佐賀町	昭35. 4. 1	655
2	双 葉 児 童 遊 園	本庄町大字本庄	昭37. 9. 1	1,256
3	愛 敬 島 児 童 遊 園	愛敬町	昭40. 4. 1	940
4	た し ろ 児 童 遊 園	田代二丁目	昭45. 1. 15	1,514
5	中 の 館 児 童 遊 園	中の館町	昭45. 11. 4	1,324
6	城 北 児 童 遊 園	高木瀬東六丁目	昭52. 3. 30	696
7	城 西 児 童 遊 園	光二丁目	昭52. 3. 30	456
8	高 木 団 地 北 児 童 遊 園	若楠三丁目	昭54. 8. 27	1,108
9	高 木 団 地 南 児 童 遊 園	若宮三丁目	昭54. 8. 27	567
10	ほ が ら か 児 童 遊 園	開成五丁目	昭60. 5. 1	537
11	あ お ぞ ら 児 童 遊 園	開成六丁目	昭60. 5. 1	657
12	な か よ し 児 童 遊 園	八戸溝三丁目	昭60. 5. 1	482
13	本 庄 団 地 児 童 遊 園	本庄町大字本庄	昭60. 5. 16	551
14	光 法 児 童 遊 園	北川副町大字光法	平 3. 4. 1	590
15	夢 咲 公 園	兵庫町大字藤木	平 3. 4. 1	13,000
16	平 尾 児 童 遊 園	高木瀬町大字長瀬	平17. 4. 1	847
17	松 尾 児 童 遊 園	三瀬村杠	昭和48年度	1,052

○市立児童広場

	名 称	設 置 場 所	設置年月日	面 積 (㎡)
1	高 木 中 広 場	若楠三丁目	昭52. 3. 30	859
2	高 木 南 広 場	若宮三丁目	昭52. 3. 30	950
3	城 西 広 場	光二丁目	昭52. 3. 30	630

(6) 地区児童遊園地の補助制度 4-1

地元自治会等の協力により管理されている各地区の児童遊園地について、遊具等の新設・補修の際に、佐賀市と社会福祉協議会が補助・助成を行っている。

○補助基準

・新 設

	補助・助成基準	限 度 額
佐賀市	新設費 * 0.5	15万円
市社協	新設費 * 0.3	10万円

・補 修

	補助・助成基準	限 度 額
佐賀市	補修費 * 0.5	9万円
市社協	補修費 * 0.3	6万円

・平成20年度実績

件 数：16件

補助・助成額：2,066,500円（うち佐賀市：1,243,900円、市社協：822,600円）